

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

[所管省庁名： 農林水産省]

【事務・事業名】	肥料の銘柄登録
1. 根拠法令	肥料取締法第4条、第6条、第7条
2. 実施主体	国、独立行政法人肥飼料検査所
3. 従事者数	農産安全管理課(8名)、肥飼料検査所(41名)
4. 予算額	6億円(肥飼料検査所運営費交付金の内数) <span style="float: right;">[平成17年度]</span>
5. 事務・事業の内容	肥料の品質の適正化等を確保するため、普通肥料を業として生産又は輸入する者の申請を受け、肥料の登録を行う。
6. 民間開放の状況	<p>肥飼料検査所の中期計画において、以下の業務について、アウトソーシングを推進しているところであり、②、⑤については実施済み。</p> <p>①試薬調製作業等                  ②外国文献の翻訳                  ③アンケート調査の発送及び集計作業                  ④登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業                  ⑤ホームページの運営管理</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>肥料は、廃棄物、副産物などの混合物として製造されるため、BSEの原因となる異常プリオンたんぱく質やカドミウム等の有害成分が混入するおそれがある。仮に、肥料に有害成分が混入した場合には、有害成分が残留した農産物を消費者が摂取することになり、人の健康に大きな影響を及ぼすおそれがある。従って、有害成分が混入した肥料の生産・流通・使用を防止することは、国の果たすべき役割であり、これまでも汚泥肥料の登録制度への移行、牛由来の原料に対する規制の強化等を図ってきたところであるが、消費者、食品事業者等から一層の規制の強化及び厳格な対応を求められているところである。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>○肥料の登録に係る調査に関し、(独)肥飼料検査所のように土壌・肥料学、作物学、育種学、化学等の幅広い専門分野の知見を有する職員が各々の科学的知見と蓄積された経験に基づいて検証を行える機関は民間には存在しないことから、当該業務については、独立行政法人において引き続き実施する必要がある。また、欧米においても、肥料の登録調査業務は公的機関において実施されている。</p> <p>○(独)肥飼料検査所においては、中期計画において、アウトソーシングをする方が効率的な業務について、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行うこととしている。</p>
9. 個別の質問項目	<p>①肥料の銘柄登録に関する一連の事務の流れ、要する期間について教示願いたい。この流れの中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するか、どの程度の事務量となるかも併せてご教示願いたい。</p> <p>◆登録に関する事務については、別紙のとおり。登録に要する期間は、平均35日である。肥料の登録に際しては、科学的な知見を踏まえ、健康等に悪影響をもたらす可能性のある物質の同定、肥料としての有効性、人畜・環境への影響等を勘案し、原材料や生産工程等からそれぞれの肥料について登録の可否を決定するなど政策判断を行っているところである。</p>

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

[所管省庁名：農林水産省]

【事務・事業名】	肥料の銘柄登録
	<p>②諸外国では肥料の銘柄登録はどの主体が行っているのかについて教示願いたい。</p> <p>また、諸外国の銘柄登録のサンプル分析、鑑定等においては必要とされていないもので、日本の銘柄登録では必要としているものはあるか、ある場合はその具体的な内容及び必要性の合理的な理由について、教示願いたい。さらに、諸外国の肥料の銘柄登録において、民間への業務のアウトソーシングが行われていないかについて教示願いたい。</p> <p>◆米国においては、肥料の生産に関して基本的には各々の州で登録、免許等の法制度が設けられ州政府などの公的機関において実施されている。また、欧州においても域内の主要な肥料に関して基準を定め、各国がこの基準をもとに生産・流通に係る許認可制度を設け国、独立行政法人などの公的機関において実施されている。(例：カリフォルニア州においては食品農業庁飼料・肥料・動物薬規制局、英国においては環境・食料・農村地域省)</p> <p>銘柄登録に必要なデータについては、国際的な基準がないことから日本と諸外国を一概には比較できないが、各国ともほぼ同じデータが要求されている模様。</p> <p>③肥料の登録基準と登録業務を切り離した場合、具体的にどのような支障が生じるか教示願いたい。</p> <p>◆肥料の登録基準は食品安全委員会における検討結果を踏まえ、農林水産省が決定しており、登録業務(登録調査業務)は(独)肥飼料検査所が一元的に行っており、これらは切り離されている。肥料は、廃棄物、副産物などの混合物として生産されるため、BSEの原因となる異常プリオンたんぱく質やカドミウム等の有害成分が混入する恐れがあることから、有害成分が混入した肥料の生産・流通・使用を防止することは、国の果たすべき役割として確実かつ適切に実施される必要がある。なお、国際的に見ても、肥料の登録に係る調査業務については、公的機関において実施されている。</p> <p>④特殊肥料においては民間検査機関による分析・鑑定結果を表示し販売しているケースもある。普通肥料において民間検査機関を活用できない理由を教示願いたい。</p> <p>◆普通肥料については、分析の実施主体は特定しておらず、ほとんどの申請は民間検査機関の分析データにより行われている。</p> <p>特殊肥料は届出の際に分析結果を求めている。</p> <p>⑤特殊肥料は届出制であるのに対し、銘柄登録の対象となる普通肥料について厳格な検査・登録を求める理由を教示願いたい。</p> <p>◆特殊肥料は、たい肥、米ぬかなど、元々自給的な肥料として利用されてきたもので、農家が原材料や過去の経験等から判断できることから届出制としている。</p> <p>普通肥料は化学工業の副産物、鉱物、汚泥等の廃棄物などを原料とすることから品質は不安定で、特に、近年、汚泥などの有害物質が混入する可能性の高い原料から製造される肥料が増加する中で、消費者、食品事業者等から一層の規制の強化及び厳格な対応を求められているところ。</p> <p>⑥肥料の銘柄登録に至るまでの期間短縮の可否、不可であればその理由について教示願いたい。</p> <p>◆登録期間の短縮を図るため、肥飼料検査所の中期計画において短縮目標(現行の目標期間30日に対して5%削減)を立てて実施することとしている。</p>

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。